

運輸省令第 号

行政機關職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三條の規定に  
 基き、運輸省職員定数規程を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

運輸大臣 大 屋 晋 三

運輸省職員定数規程

運輸省に置かれる職員は、各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局  
 別の定数は、運輸事務官、運輸技官、運輸教官、海上保安官、海難審判  
 廳審判官、海難審判廳事務官その他の職員を通じて左に掲げる通りとす  
 る。

本省

区	分	定	備	考
	大臣官房	三八八人	うち四人は、国立國會図書館 支那運輸省図書館の職員とし 、五五人は、観光部の定数と	

内部部局	定	備
海運局	一七三人	うち九四人は、海運調整部の 定数とする。
船舶局	一五五人	
船員局	九八人	
港湾局	二五〇人	
鉄道監督局	三〇九人	うち七七人は、國有鉄道部の 定数とし、一六一人は、民営 鉄道部の定数とする。
自動車局	二八九人	うち一一〇人は、業務部の定 数とし、一三〇人は、整備部 の定数とする。
計	一、六六二人	
中央气象台	五二〇五人	中央气象台、各地方機関及び 各附属機関を通じての定数と



計	高等海難審判廳 地方海難審判廳	海難審判廳		備	考
		区	分		
計	七三人	三〇人	四三人	各地方海難審判廳を通じての定数とする。	
合	計	八一三七人	六五九五五人	各海上保安本部を通じての定数とする。	
		海上保安本部	海上保安学夜		
		計	一、四一七人		
		内部部局	六六六人		
		警備技監部	九一人		
		保安部	二二七人		
		水路部	二二七人		
		燈台部	一、四一七人		

前項に掲げる職員の外、別に運輸省令で定める日から、特殊財産処理附帯事務に従事させるため十五人以内の職員を置くことができる。

左表上欄に掲げる附屬機関又は地方支分部局の各機関又は各部局別の定数は、第一項に規定する当該附屬機関、地方支分部局別の定数の範囲内において、それぞれ下欄に定める区分に従つて運輸大臣又は外局の長が別に定める。

機関	定数	長官
商船学夜	運輸大臣	
海員養成所	"	
海運局	"	
公共船員職業安定所	"	
港湾建設部	"	
陸運局	"	
船員地方労働委員会	"	
海上保安本部	海上保安廳長官	
地方海難審判廳	海難審判廳長官	

中央氣象台、その各地方機関及び各附屬機関別の定数は、第一項に規定す

る中央氣象台の定数の範囲内において、逓補大臣が別に定める。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。
- 2 逓補省に置かれる雇員等の定員に関する件（昭和二十三年逓補省令第三十七号）は、廃止する。
- 3 各内部部局、各附屬機関又は各地方支分部局において、この省令で定める定数を超える員数の職員は、昭和二十四年九月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。

裏面白紙

理由  
行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第三條の規定に  
基き、運輸省に置かれる職員の各内部部局、各地方支分部局及び各附屬機  
関別の定数を定める必要があるからである。

裏面白紙